

# 令和 8 年経済センサス - 活動調査

—日本の経済の「いま」を知り、未来をつくります。—

令和 8 年 6 月 1 日現在で、全国すべての事業所・企業を対象とした「令和 8 年経済センサス - 活動調査」を実施します。この調査は、わが国の経済活動の実態を明らかにする、統計法に基づいた最も重要な調査（基幹統計調査）です。

## 何のために調査するの？

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策（産業振興や中小企業支援など）の立案や、民間企業における経営計画の策定など、日本の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

## ご安心ください！個人情報厳格に保護されます。

- 調査内容は統計作成の目的以外（税金の徴収など）に使用されることは一切ありません。
- 調査員には統計法による厳しい守秘義務が課せられています。
- 調査員は必ず「調査員証」を携帯しています。「かたり調査」にご注意ください。

## すべての事業所及び企業が対象です。

経済センサス - 活動調査は全国すべての事業所および企業が対象です。もちろんアパート経営などの個人事業主も調査対象に含まれます。※国・地方公共団体の事業所および個人経営の農業・林業は調査対象外です。

## 報告は「統計法」による義務です。

経済センサス - 活動調査は、「統計法」という法律に基づき実施します。「統計法」では、正確な統計を作成するために、調査票項目に回答する義務（報告義務）が定められています。

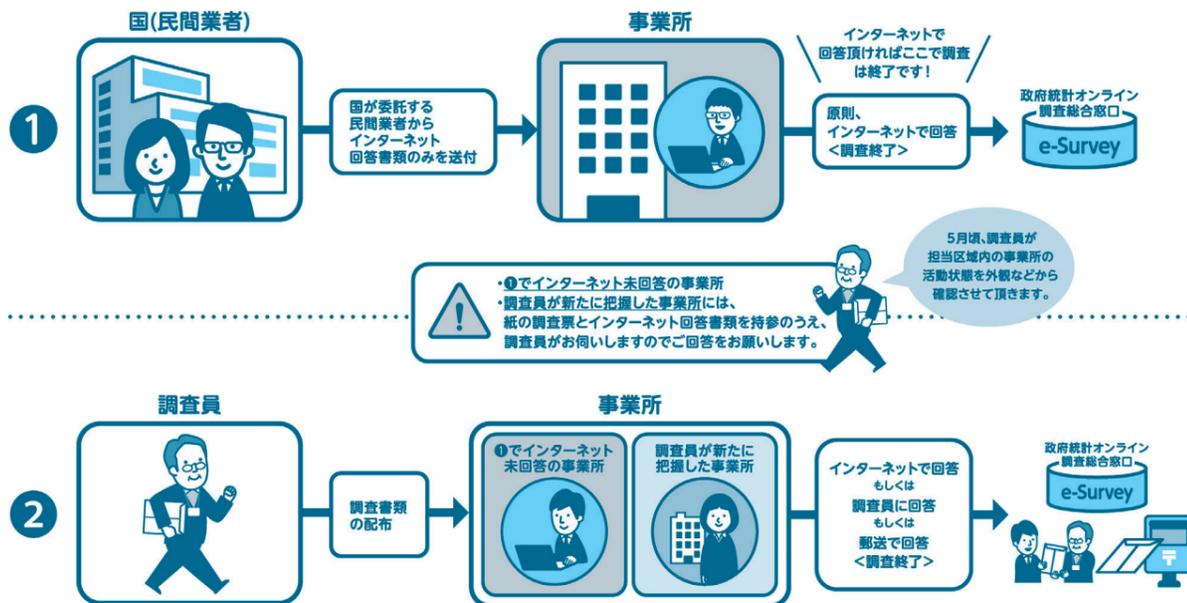
## 1 回目回答期日：4 月 27 日(月)

4 月中旬より、過去に調査協力いただいた事業所へ調査書類を郵送します。24 時間いつでも回答可能なインターネット回答をご利用ください。

## 最終回答期日：6 月 8 日(月)

第 1 回目で未回答の事業所や新設された事業所へは、5 月上旬から調査員が伺います。6 月 8 日までに回答をお願いします。（郵送や調査員への提出も可能です。）

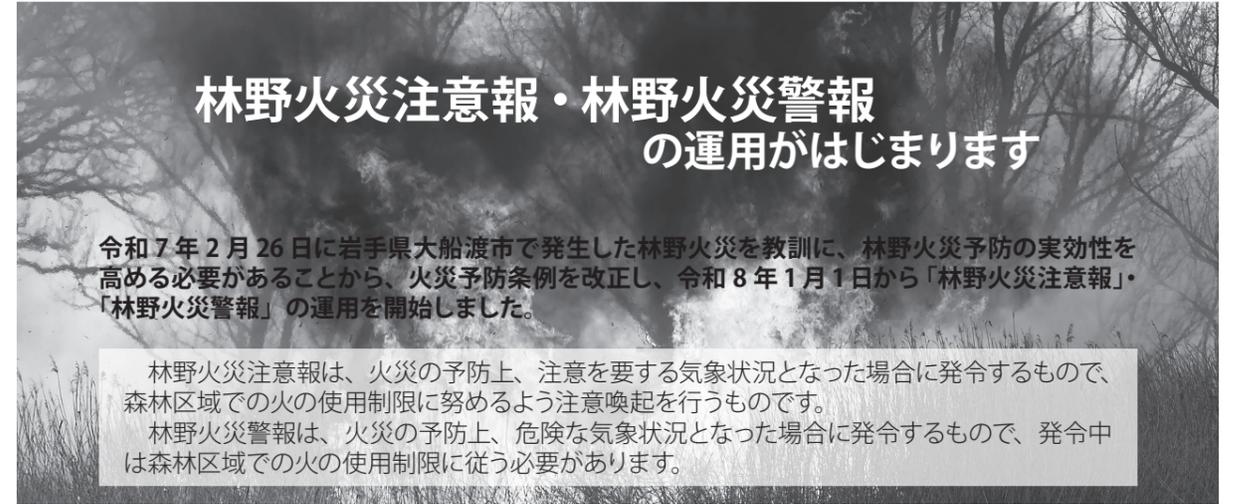
回答はお早めに！



【問い合わせ】企画財政課企画グループ ☎ 73-7502 (8:30 ~ 17:15) ※土日・祝日を除く

◆発令対象期間◆ 4月1日から6月30日まで

【問い合わせ】消防署 72-0150



### ◆発令・解除の基準

林野火災注意報・林野火災警報は、次の発令基準に該当する場合に発令し、気象の状況が変化し、火災予防上の危険がなくなった場合に解除します。

### ◆火の使用制限対象区域

林野火災注意報及び林野火災警報発令時の火の使用制限の対象となる区域は、発令基準に該当する町の森林区域となります。

### ◆住民への周知方法

- 林野火災注意報・林野火災警報の発令・解除は、次の方法でお知らせします。
- ・町ホームページによるお知らせ。
- ・消防車両による巡回広報によるお知らせ。

### ◆林野火災注意報の発令基準

- 次の①または②のいずれかの気象条件に該当する場合に発令します。
- ①前 3 日間の合計降水量が 1mm 以下かつ前 30 日の合計降水量が 30mm 以下
- ②前 3 日間の合計降水量が 1mm 以下かつ乾燥注意報が発表
- ※降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないことがあります。

### ◆林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表になったとき。

### ◆火の使用の制限

- 南空知消防組合火災予防条例第 29 条の規定により、林野火災注意報、林野火災警報が発令されている間は、次に掲げる火の使用が制限されます。
- ①山林、原野などにおいて火入れをしないこと。
  - ②煙火を消費しないこと。
  - ③屋外において火遊び又はたき火などをしないこと。
  - ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
  - ⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域において喫煙をしないこと。
  - ⑥残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰または火粉を始末すること。

### 火の使用の制限に従わない場合

- ①林野火災注意報発令時・・・罰則は定められていません。
- ②林野火災警報発令時・・・30 万円以下の罰金または拘留（消防法 44 条）



### 全道一斉に春の火災予防運動が行われます。

この時期は非常に空気が乾燥しやすく、ちょっとした不注意から火災につながります。一人ひとりが火災予防の意識を持ち、尊い命や大切な財産を守りましょう。冬期間、ご自宅や職場周辺等の消火栓、防火水槽の除排雪を行っていただいた町民の皆様から感謝申し上げます。ご協力ありがとうございました。

